

民法、こんなに楽勝でいいんですか？ : どうせつま ずく民法、それでもめげない入門法

七戸, 克彦
慶應義塾大学法学部 : 助教授

金山, 直樹
法政大学教授

松岡, 久和
神戸大学法学部教授

<http://hdl.handle.net/2324/6293>

出版情報 : 法学セミナー. 43 (4), pp.32-37, 1998-04. 日本評論社
バージョン :
権利関係 :



民法総則でつまずくな



●座談会●

民法、こんなに楽勝でいいんですか？

——どうせつまずく民法、それでもめげない入門法

法政大学教授

金山直樹

神戸大学教授

松岡久和

慶應義塾大学助教授

七戸克彦

僕らはこうして民法にはまった

金山 今日テーマは勝手に決めました。で、楽勝といえば、やっぱり「本家」の松岡さんから始めてもらいましょう(笑)。民法との遭遇あたりからお願ひできますか。

松岡 私は最初は民法は嫌いでした。民法総則は二回生で聴いて、講義には全部出ていましたし、一回生の時、先輩から我妻栄『新訂民法総則』を読めと言われたんで、真に受けて読んでいましたけれど、一応全部読んだのに、いったい何が問題なのかは漠然としていて、わかった気にならなかったです。

民法がいつから好きになったかというと、

三回生の時に司法試験の勉強会の自主的なサークルに入って、その中で相続と登記の報告を担当したのがきっかけですね。それをきっかけにもう少し考えてみようと思って、結局、一年近くかけて、論文もどきを書いてみました。この経験がおもしろくて大学院に進み、後の背信的悪意者排除論批判の修士論文の下地になりました。つまり、自分で考えてみることにおもしろさを感じたのがきっかけです。

金山 僕の場合は、ずっとエスカレーター式の同社社で育ってきたんで、小学六年生以来、受験の経験がなかったんです。でも大学では暇やから、まあ勉強というものがどういふのか少しはやろうと思って、近くの公民館の図書室に通い始めたんです。大学では、秋に法職課程の基礎コースの入学試験というのがあったんで、これを受けてみよう、と思ったんです。夏休みはともかく刑法各論と民法総則、民法は我妻を一応読みました。で、結構スタートダッシュが良かったんで、民法もゲーム的感覚で、条文に書いてあることを、「いや、これはこういう意味で違うんや」とか読み替えたり——はつきり言って「はいんちき」なんやけれど(笑)——それはそれでゲームとしておもしろく感じた時期がありました。でも、ふと我に返って考えてみると何かアホらしくなって、こんなことに貴重な青春をかけてはいかん、とか思い出して、三年生が終わった時点で、いち抜けた、でアメリカのカレッジに逃げたんです。

- * 我妻栄『新訂民法総則〔民法講義Ⅰ〕』岩波書店、1965年。
- * 明治大学民法研究会編『民法ゼミナール教材〔第4版〕』有幾閣ブックス、1992年。
- * 四宮和夫『民法総則〔第4版補正版〕』弘文堂、1996年。
- * 内田貴『民法Ⅰ（総則・物権総論）』東大出版会、1994年。

巨匠の我妻先生が亡くなって、僕でも心を入れ替えて民法以前の基礎からやりなおせば、分野の広い民法なら何かできるんじゃないかなー、そういう感じやっただと思えます。

七戸 松岡さんみたいに第一志望の大学に入ったたり金山さんみたいに内部進学したのと違って、僕はもともと目指していた、全然違う分野の第一志望の大学を落ちて、不本意で法律学科に入学したのだから、もう完全にふてくされていて、授業とかは全然出なかったですよ。ただ、大学二年になって、今の師匠の新田敏先生の物権法だけは出席した。民法に関心をもったのはそれからかな。

金山 好きになるきっかけも人それぞれということ、結局、これやという決め手はないということですか。

一人で勉強するのは難しい

金山 講義を聴いて民法に興味を持ったという話が出たけど、講義はどう位置づけたらええんやろうか。僕は、まあ出席したような気がするけど、どこが役にたったか正直いうてようわからへん(笑)。結局、講義は雰囲気かな。僕はノートをとるのは下手やったし、出ていて先生の顔を見ながら、こういうことを言わはんねんなーという感じで聴いていた。でも、講義ノートを教材屋に売ってアルバイもししたんやっただ。

今は立場が逆になって学生に言うんやけど、基本的にはやっぱり講義が「勉強省エネ効率」

一番やと思う。民法の本なんか、一人で読もうう気にならんやろー。

松岡 全く賛成。私は、授業料の分以上に回収して来いという親父に影響されてたし、自分でもいろんなことに興味があったから、ほとんど一〇〇%講義に出ていて、ノートは異様に細かい。ノートを取るのが好きだし、たぶん上手だったと自分でも思う。でも、それは、やっぱり積み重ねで自然に鍛えられたんだよね。さっき金山さんが言ったように、省エネですね。私はほとんど予習はしませんでしたから(笑)、その場で一応理解する。わかんなかったら、人に聞く。丁寧にノートをとっていたから、ノートを見せるとか、ここはどうなっているんだと聞かれると、答えざるをえないよね。答えるときに、やっぱりそれなりに考える。それが一番勉強になった。

それと、サークルやね。担当を割り当てられた箇所は責任を持って説明しないと突っ込まれるので、多少勉強するし、サークルで自分の無知をさらけ出す結果になっても議論して知識を仕入れたのがよかったと思う。

金山 僕も法学研究会というサークルで、三年生になって一年生を教える立場になったんやけど、それがすごく楽しかった。教えなあかんと思つて勉強するのと、単に受け身で勉強するのは違うから、それは大きい。

七戸 僕も法律関係のサークルに入っていた。サークルに入っていると、ペースメーカーにはなりますね。すごく勉強している人とかいるし、こちらも結構焦つて勉強したりもする。

金山 その他、さっきゆーてたけど、僕は一年生の秋から法職講座に入ってた。これがおもしろかった。少人数で四人か五人ぐらいしかいーひん。民法では佐藤義彦先生が来て、「パーゲンで服を買ったらシミがついてた」とかい問題や。民法ゼミナール教材で、後で、『民法ゼミナール教材』（有斐閣）に同じ問題が載っていることがわかったけど、ともかくその当時、僕は当然、民法総則ぐらいしか勉強してへんねんから、わかるわけがない。けど、先生がうまく議論をリードしてくれて、みんなに発言させて、その進め方がすごくおもしろいと思つた。僕も条文をばらばらめくつて発言したら、結構いい線行つてふうに褒められて、「あ、そうか、いろいろ教科書に書いてあるけれど、やっぱり最終的には、自分の素人的な考えでも正直に出せば、それなりに楽しく自分の身についたかたちで学べるんや」という気がした。当然、佐藤先生がうまく乗せてくれただけの話なんやけど(笑)。

七戸 そういった議論をしたり、自分で考える場を提供してくれる法律関係のサークルなんかがあれば、それに入るのが一番。ひとりぼっちで講義を聴いたり本を読んだりするよりは、よっぽど理解が進むし、第一ひとりぼっちで勉強しても楽しくないもの。

民法総則のオススメ本

金山 教科書の話はしようか。とりあえず民法総則が今回のテーマなんやけど、僕が大学

に入学した当時は、民法総則は我妻、我妻と言えば民法総則、という感じで、四宮和夫『民法総則』は出たばかりの頃。一年生のときに四宮も見たけど、これはあかん、めちゃ難しくてどうしようもないと思った。あれは、大学院の入試くらいでちょうどだった。

七戸 僕は四宮総則を使っていた。

金山 げげっ(笑)。

七戸 僕の時代はみんなそうだったんだよ。我妻『民法講義』を使う人は少なくなっていて、四宮と、あと有斐閣双書が双壁で……。

金山 四宮をそんなに使った？

七戸 うん。その影響で、今の自分の民法総則の講義も四宮でやっている(笑)。でも、今の大学一年生って、四宮も使っていないでしょ。今は内田貴『民法1』と、『有斐閣双書』か『有斐閣Sシリーズ』じゃない？

松岡 内田さんの本は、よくできていると思いますよ。想定される典型事例が最初に挙がっていてイメージがつかみやすいし、叙述にすごく大胆に濃淡がある。教科書を書くことと思うとなかなかあそこまで大胆に削れないよ。七戸 僕は、いちばん最初に入るのだったら、むしろ民法の条文体系に沿った『Sシリーズ』あたりを薦めるなあ。あるいは、最初の最初に読むのであれば、やっぱり昔から定番の我妻『民法案内』かな。

金山 そう。『民法案内』はええね。とくに「私法入門」と「総則」は薄いし、何かわかった気になれるようにできてる。それに内容も具体的やしね。たとえば、この話を知らんかな

。昔、我妻先生が司法試験の口述で受験生に向かって、「君のかけている眼鏡はなぜ君の物なんだね」と聞いんやって。したら受験生は、「度がきつくて先生には合いませんよ」とか答えたんやて(笑)。もちろんそこで我妻先生が聞きたかったのは、占有の権利推定だった……という話がでてるんだけど、それが忘れられへん、そういうことだけは覚えてしまふね。ともかく、そういう逸話みたいなのが出てくるのが、あれのええところだな。

七戸 民法というか法律学に興味を持つきっかけとしては、マンガなんかはどうかな。以前、河合塾が出した進学情報誌なかで、鎌田薫先生は、法律学をおもしろくなるきっかけとして、『ナニワ金融道』や『家裁の人』を薦めていた。松岡さんは、大学一年生の最初に読む本としては、何を薦めるの？

松岡 人それぞれなので難しいですね。興味を持つきっかけとしてはマンガも良いと思います。ただ、そう言いきれないところもあります。興味を持ってくれるのはいいんだけど、場合によっては、そこから安直なノウハウみたいな形で問題と結果だけをつなげてしまうことがあるし、最初の興味からの発展性がない場合も、ずいぶん多いのですね。私自身は、広中俊雄・鈴木祿弥・幾代通『民法の基礎知識』が良かった。

金山 内容は、かなり高度。

松岡 たしかに、上級生向けかな。読んでみたら、具体的な問題を取り上げて考え方の違いによって結論が違ってくるでしょ

う。それで、おもしろいなと思った。金山 そういえば、松岡先生の本がありませんね。何やったっけ。

松岡 何やったっけはないでしょうが、見本をあげたのに(笑)。永田真三郎・松本恒雄・松岡久和『民法入門・総則』。

金山 ちよつと宣伝してええで！

松岡 わかりやすくというのが基本で、具体的事例を念頭に置くというのと、枝葉はできるだけ切ってしまうって、民法の骨を語るというコンセプト。抽象論では骨も無味乾燥でわかりにくいだけなので、たとえば、君が民法総則の本を買おうと思ってレジで差し出したら間違えて債権総論だった、こういうときはどうなるの、という感じで書いてます。

金山 反応はどうですか。

松岡 ゼミ生にチェックがたら原稿を読んでもらったとき、資格試験志望者なんか、「えっ、これってこういうことだったんですか」というような反応を返してくれたのは、嬉しかった。

金山 そうすると、あの本は、最初にざっと読んで、あるときに、細かくなりすぎたら、また帰ってきてほしい、そういうふうな二回楽しめるということ？

松岡 そうそう。そもそも民法総則の講義もそうでしょう。ゼミの学生にもよく言っているんだけど、民法総則が一番最初に聴いたって、わかったつもりになっても、やっぱりよくわかっていない。民法の他の講義をひととおり全部聴いたあと、もう一度聴いてもらん、

* 我妻栄「金訂第一版民法案内」(1~6)一粒社、1967年。
* 永田真三郎=松本恒雄=松岡久和「民法入門・総則」有幾閣ブックス、1995年。

わからぬ部分は読み飛ばせ！

びつくりするぐらい目から鱗うろこが落ちるよ、と。

金山 どんな本でも、いざ読み始めてみると、わけのわからぬ概念や学説の対立がどんどん出てくるでしょ。それでたいいの人はうんざりしてしまうんやけど、そういうときには、どうすればいい？

松岡 わけのわからない部分は容赦なく読み飛ばす(笑)。

金山 たとえば教科書でA説、B説の対立があっても、こんな意味がないときそのとき思ったら、その時点ではパスすべきであるということ？

松岡 すべきだとは言えなくても、パスしたっていいと思う。ただ後で自分でもう一度反省してみる必要があるうけれど。

金山 とくに最初は、A説・B説とか並べて論じられても、全然理屈がわからへん。でも、全部パスしていたら、何にもならへん(笑)、そのへんは自分の過去を振り返っても、かなり辛かったような気がする。

松岡 ちよつとずれる答えかもしれないけれど、誰かの本に学問的な態度は「なぜ」ということの追及だと書いてあった。これは名言だと思えますね。覚えるといったら、理由もなく、単に丸のみすることでしょう。これと違って、理解することというのは、なぜという自問を繰り返すことなんだろうね。

金山 なるほど。さっきのに当てはめると、

なぜA説、B説が出てきているのか。

松岡 そう。なぜ対立しているのか、どこで対立しているのか。こんな論争自体アホちゃうかと思うこともけっこうある。でも、勉強が進むとアホと思っていた過去の自分の方がアホやったと悟るのも当然少なくない。

金山 真の争点とそうでない争点もあるやろな。必要な争点とそうでない争点もあるやろな。たとえば、七戸さんの物権変動論なんか、試験には絶対出ないから典型的に不必要な論点だし、松岡さんの不当利得の体系も問題の出しようがない。僕の時効論かておんなじや。

学生諸君は、自分の目的に合わせて、何が争点なのか嗅ぎ分けなければいけない。

松岡 それは勉強が進んでいくうちにだんだんわかってゆくものだと思います。同じことでも何度か読んで考えたら理解がだんだん深まっていく。螺旋階段らせん階段を昇っているイメージね。同じ景色が見えるけれどだんだん見る角度が違ってくる。最初はわからなくても、疑問を持って繰り返して読んでいくうちに、徐々にわかる。人によってその時期が来るのに遅速はあると思いますがね。

七戸 だから、いつそのこと「わからなくて当たり前」と開き直って考えたら、民法が嫌いにならなくて済むんじゃないでしょうか。

民法は外国語と同じ

金山 僕は基本的には、法律は外国語やと思うんや。日本語やと考えたらあかん。たとえ

ばDon'tという英語を理解するとき、とりあえず、「本」という訳語が入ってないとあかんやろ。その上で、それがどういふものかイメージが具体的に浮かばなあかん。それと同じで、たとえば「法律行為」と言うときに、まず第一に、言葉の定義は最初にどうしても叩き込まなあかん。これが大前提。

松岡 ただ、この点は異論があるかもしれないけれど、覚えようとするのはよくないなと思うんだな。覚わる、何か知らない間に覚えちゃまっているというのが最高ね。

金山 それは理想的で最高やけど、やっぱり最低限は覚えたで。「形成権とは一方的意思表示によって法律関係を変動することのできる権利である」とか「法律行為とは意思表示を不可欠な要素とする法律要件」とか、特に定義をね。外国語の文法書とか辞書に当たるのが、教科書・六法と法律学辞典やと思う。

それから、六法は絶対、毎回ひいて読まなあかん。僕はある授業でそう聞かされて、それはけっこう守った。やっぱり条文は大事にせなあかんね。条文を適当にしている人は、絶対に上達しいひん、それは自信をもって言える。

ところで、辞書は何を使った？

松岡・七戸 『法律学小辞典』(有斐閣)。

金山 僕も一緒。あれを読んでも、やっぱりわからへんのはわからへん。けど、わからへん、でもかまへんと思う。

松岡 国語辞典だつてそうじゃない？ Aという言葉をひくとBを見よとある。Bを見る

と、Cという言葉で説明している。Cをひくと、今度はまたAだという。だから結局わからないじゃないか、と悪口を言われるけれど、違うんだよね。相互関係・ネットワークのよなもので言葉は相互に定義されている。法律の用語も互いの位置関係が辞典で少しずつわかってくる。

早いうちに民法全体のマップを 入手しよう

七戸 ところで、司法試験予備校の出している受験参考書というのを受験生以外の人も使うようになってきているけど、あれはどう？ どころが優れているかっていうと、一般に受験参考書は、全体構造みたいなものを意識しているでしょう？

松岡 たしかに七戸さんが言うように、予備校のテキストは全体構造を見失わずに個別の論点を捉える工夫をずいぶんしている。われわれよりは、ある意味で教えるプロですよ。われわれが教科書を書くときは、今までの教科書を参考にまとめ、そこに自分の意見をちょよこつと書く形になってしまふ。そういう枠組みに縛られてしまつてるところを、受験という目的に合わせて、全部再構成している。七戸 ただ、レジュメ形式の受験参考書だけ読んでいても、法律学の論文とか答案とかは書けない。昔の作家志望の人の文章修行には、梶井基次郎の『檸檬』とかを全文書き写すというのがあったけれども、そこまではいかなくても、やっぱり文章を読まなければ。

松岡 そうそう、平明で筋の通っている文章

で書かれた教科書は、お手本だよ。キーワードだけでは論理的でわかりやすい文章を書くのが難しい。個々のキーワードを繋ぐ論理は、民法全体のマップを早いうちに手に入れておかないと、理解しにくい。

七戸 そこで、いつそのこと、体系をつかむという意味も兼ねて、『民法案内』とか「Sシリーズ」とか、わからなくてもよいからとりあえず全巻読んでしまうのはどうかな。

金山 それはそうや。要するに、総則だけでなくという意味で、なるべく早く全部を見ておく。そういうときに、全部を見るには、何があるかな。

松岡 「Sシリーズ」だって、五冊でしょう。あれでも根性を持って読み通すのは最初はたいへん。

七戸 けれども、あれ以下の情報量だったら、やっぱりどこか情報不足のところが出るわけで、本当たったら、『有斐閣双書』を全巻読めと言いたいくらいだ。

金山 言いたい？ でも、あれはモノトーンで辛いぜ。

七戸 うん。さつきも話したけれども、最初は全然わからなくていいんだ。ただ、デッサンと同じで、最初に全体の輪郭をしつかりつかんでおく。そうしたうえで、松岡さんが言うように、また読み返してみる。次第次第に細かな点を補充していく。最初から目だとか口とか細かく書き込もうとしたって、うまくいきません。

抽象論と具体的事例を 自分の頭のなかで結び付ける

松岡 教科書や講義で習った抽象的な理論を、具体的な事例に当てはめてみる、というのも重要ですね。最初の話に戻ってしまふけれども、講義でもサークルでも、抽象論を具体的事例に当てはめてみて、自分の頭で考えてみるというところが良かったんじゃない？

金山 そうそう。解釈学は条文に書かれた抽象的な「要件・効果」の関係を具体的事例に当てはめる学問やし、それを行うことによってセンスは磨かれるし、それも繰り返しやると理解は深まるやろうな。

七戸 具体的事例というやつぱり判例か、それを素材にした演習ものを使うということになりますね。うちの大学では、大学一年生で『民法判例百選』を買って読ませることもあるけれど、これはどうでしょうか。

松岡 私は最初から百選は難しすぎると思うね、解説部分が。

七戸 たしかに百選は難しい。ただ、教科書では判例そのものの内容はあまり書かれていないわけだし、教科書に出てくる「教室事例」というやつも、現実からかけ離れすぎていて、かえってセンス悪くなりそう(笑)。喫茶店で「クリームソーダ」を頼もうと思って、間違えて「ソーダ水下さい」と言ってしまったとか。そんな間抜けな奴には、ソーダ水を飲ませておけばよいじゃないか(笑)。

百選が難しすぎるとすれば、日本評論社の『判例ハンドブック』でも、三省堂の『判例マ

* 甲斐道太郎編「判例ハンドブック」日本評論社、1992年。
* 川井健編著「判例マニュアル（民法Ⅰ～Ⅴ）」三省堂、1979～1987年。

マニュアル」でもいい。とにかく教科書に書かれていた抽象論と並行して、現実が存在する具体的な事例を、早い時期から見えておくことが重要だと思えます。

松岡 同感。最近では、講義でもみんな工夫してレジュメや資料を配るし板書もする人が多し、おもしろそうなの判例の事例を簡略化して使ったりするけれど、時間的な制約からそれにも限界がある。どうしても聴く側の自助努力が必要になるよ。受け身で聴いて覚えることに重点がある高校までの勉強のしかたとは、ここが違って新入生はとまどうみたいだね。

目的意識はありますか

金山 「民法、こんなに楽勝でいいんですか？」っていうわりには、民法を初めて勉強する人には、厳しい要求が続きますなあ（笑）。

七戸 でも、そもそも法学部に入学したっていうことは、もともと何がしかの理由があるんでしょう？ 弁護士になりたいとか国家公務員になりたいとか、何か将来への希望があるってことなのでしょう？ そうだとすれば、これは運動部系の発想かもしれないけれども、きつい練習も耐えなければ。

金山 でも、「デモシカ」で法学部を選んだ人もいるやろう？

七戸 けれど、なぜ文学部でなく経済学部でなく法学部かということについては、何か積極的な理由があったわけでしょう？

松岡 前に一回生にアンケートをとったとき

に、五〇%ぐらいいは、何かの意味で法律をやりたいと言う。公務員になりたいとか、あるいは、法律的な職業というのは格好いいからというような、非常に素朴な動機ですね。ところが、あとの五〇%というのは、しかたなしに法学部に入ってきたという。大学によって多少の差があると思うけれど、法律をやりたいという高校生の目的意識は、その程度が普通で、最初は実益指向じゃないですか。

七戸 そうだとしたら、民法の勉強に興味を持たせるためには、一番最初は、やっぱりその実益指向を刺激するのがいいのかな。そうすると、さっき、サークルとか法職課程の話があったけれど、選択肢としてはもう一つ、司法試験などの予備校というのが入ってくる。

松岡 選択肢の一つとしてはおかしくないし、否定できないと思う。

七戸 けれど、人によつては、それはあまりいい現象ではないとか、それでは法学の本質を理解したことにならないと言う人もいますでしょう？

金山 試験のための勉強ってどこか限界があるし、試験に強い者から先に受かるシステムには弊害もあると思う。

七戸 でも、司法試験マニュアル少年だつて、少なくとも目的意識を持って生きていくという点では、まだマシじゃないのかなあ。民法に興味を湧く湧かないという以前に、将来何になりたいのかよくわからない、というのが一番問題で、それが決まっていらない人は、やはりスタートで出遅れている。僕自身、それで失敗したから。なぜ民法の勉強をしなけれ

ばならないかが決まっていなければ、民法に興味を持てるはずもないわけで、そうやって目的意識を持って勉強すれば、民法の勉強はおのずから楽しくなるんじゃないのかな。スポーツとかで、「大会で入賞するんだ」って目的意識を持って練習が充実しているように。民法を楽しくさせるきっかけとしては、「これは将来自分に身についた知恵として駆使するものなのだ」という功利的な意識を持つのが、一番手っ取り早いと思う。

松岡 たしかに。どうやったら民法に興味を持てるか、という問いに対しては答えになっていない気もするけれど、結局は、自分のこのからの人生について考えている人が、民法に限らず法律学の勉強におのずと関心を持つてゆくということですね。こればかりは、自分の人生なんだから、自分で考える以外に誰も教えようがないわけで、考えた者が勝ちだよ。

金山 なるほど。そうすると、この座談会は、これからの目標を決めた人が民法の勉強をする際のコツを提示しただけで、どうしたら民法が好きになるかは、読者の心意気次第というわけなんや。

松岡 うん、もう最後は突き放す（笑）。

金山 格好ようゆうたら、自己決定やな。

松岡 まさに自己決定だと思えますね。

金山 それが民法の原則、ということ、うまく終わりましたね（笑）。ごころうさんでした。

（かなやま・なおき+まつおか・ひさかず
十しちのへ・かつひこ）